

質問に お答えします

問 昨年の愛知の労働災害による死亡者数は48人で、過去最少人数になつたとのことです。

しかし、掲載されてい る死亡災害一覧によると、業務上災害と認定された精神疾患や脳心臓疾患による5名が含まれていま す。精神疾患の1名は30歳台、心疾患の1名も30歳台、脳疾患は3名共に40歳台の働き盛りで、業種も製造、建設、運送業、職名も管理者、技術者、

●過労死等を出さないために

事務担当等となつております、我社としても他人事とは

企業経営に多大な影響を与えるかねません。

事務担当等となつておりますが、我社としても他人事とは思えません。改めて、過労死を出さないために過重労働対策、メンタルヘルス対策等の取り組みが大事だと思いますが、この問題をどう考え、どのように取り組めばよいのでしょうか。

企業経営に多大な影響を与えるかねません。

問 具体的に何をすれば
よいのですか。

答　過労死等については近年多発し大きな社会問題となつております。過労死等が本人はもとより、そ

の遺族、家族、社会にとつても大きな損失です。また、違法な長時間労働で労働基準監督署による書類送検や企業の「安全配慮義務違反」等に伴う民事損害賠償の請求が行われる例も見受けられました。企業にとつては多額の金銭的負担だけでなく企業価値の低下を招き、

業にとつて「最も重要な経営資源」と捉えられています。しかし、職場において長時間労働などの過重労働が行われると、従業員の心身の健康リスクを上昇させ、最悪の場合には従業員の心身の健康を害することとなってしまいます。このため、過重労働防止対策を人材活用の重要な経営課題と捉えた上で対策を講じていくことが必要です。

視しなければならないと
いう事業場トップの決意
を全員に知らせることが
重要です。

そして、長時間労働解
消に向けた具体的な取り
組み内容としては、

- ① 36協定は限度基準に
適合しているか
- ② 労働時間の適正把握
- ③ 年次有給休暇の取得

促進

- ④ 産業医や衛生管理者
- ⑤ 衛生委員会の設置調

の選任

答　事業者が「過労死や過重労働による健康障害を生じさせない」という方針を決定し、これを表明することから始めましょう。方針の表明は、監督者を含めたすべての労

⑦長時間労働者の医師
後措置
⑥健診結果に基づく事
査審議

による面接指導があります。さらに、昨年12月に施行されたストレスチェック制度の適正な運用、職場のパワーハラスメントの予防・解決、相談体制の整備も必要です。

そして、法令を順守するだけでなく、従来の働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めましょう。

それには、厚生労働省の策定した「労働時間等見直しガイドライン」が参考になります。

自社の過重労働の状況を点検し、問題点を把握した場合は、その改善をご検討ください。

- 適合しているか
②労働時間の適正把握
③年次有給休暇の取得
促進
の選任
④産業医や衛生管理者
⑤衛生委員会の設置調